

衆議院 議院運営委員会 議事録 第十七号

平成十年十月七日(水曜日)

午後零時一分開議

出席委員

委員長 中川 秀直君

理事 逢沢 一郎君 理事 御法川英文君

理事 河本 三郎君 理事 熊代 昭彦君

理事 赤松 広隆君 理事 松沢 成文君

理事 平田 米男君 理事 井上 喜一君

理事 岸田 文雄君 理事 新藤 義孝君

理事 砂田 圭佑君 理事 棚橋 泰文君

理事 吉川 貴盛君 理事 吉田六左門君

理事 川内 博史君 理事 島 聡君

理事 中川 正春君 理事 河合 正智君

理事 江崎 鐵磨君 理事 西川太一郎君

理事 東中 光雄君 理事 畠山健治郎君

委員外の出席者

議長 伊藤宗一郎君

副議長 渡部 恒三君

事務総長 谷 福丸君

委員の異動

十月七日

辞任

小野寺五典君

西川 公也君

畠山健治郎君

同日

辞任

吉川 貴盛君

補欠選任

吉田六左門君

吉川 貴盛君

前島 秀行君

補欠選任

西川 公也君

吉田六左門君 小野寺五典君
前島 秀行君 畠山健治郎君

本日の会議に付した案件

会期延長の件

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案起草の件

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案起草の件

国会議員の給与等に関する規程の一部改正の件

○中川委員長 これより会議を開きます。

まず、会期延長の件についてであります。昨日、自由民主党の森幹事長から、会期を十月八日より十月十六日まで九日間延長せられるよう議長においてお取り計らい願いたい旨の申し入れがありました。

本件につきましては、先般来の理事会において御協議を願ひ、会期を十月八日から十月十六日まで九日間延長すべきものと一応決定した次第であります。

また、本件につきましては、先ほど常任委員長会議が開かれ、議長から各常任委員長の意見を徴されたのでありますが、常任委員長会議におきましては、会期を十月八日から十月十六日まで九日

間延長すべきものと答申するに決した次第であります。

この際、東中光雄君から発言を求められておりますので、これを許します。東中光雄君。

○東中委員 私は、この会期延長には反対であります。

戦後最悪の不況のもとで、雇用の拡大、実質所得の回復など、具体的な不況対策が切実に求められております。消費税三％への引き下げ等個人消費拡大など、实体经济の立て直しをすべきであります。こうしたやるべきことは一切行わずに、金融機関の不良債権の処理が重要課題として、大銀行救済支援に税金をつぎ込むための法整備、さらに、金融システム早期健全化スキームづくりをするために会期を延長しようというのは、本来やるべきことをやらず、やってはいかぬことをむしろするのための会期延長でありますので、私たちは、断固反対するものであります。

○中川委員長 それでは、採決いたします。

会期を十月八日から十月十六日まで九日間延長すべきものと議長に答申するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中川委員長 挙手多数。よって、そのように決定いたしました。

○中川委員長 次に、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正の件、国会議員の

秘書の給与等に関する法律の一部改正の件、国会議員の給与等に関する規程の一部改正の件についてであります。順次事務総長の説明を求めます。

○谷事務総長 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正の件外二件について御説明申し上げます。

まず、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正の件であります。これは、議長、副議長及び議員の歳費を明年三月三十一日までの間、据え置くこととするものであります。

次に、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部改正の件であります。これは、政府職員に準じまして、国会議員の秘書の給料月額等の改定を行い、本年四月一日から適用することといたしております。

次に、国会議員の給与等に関する規程の一部改正の件であります。これは、政府職員に準じて、国会議員の給料月額等の改定を行い、本年四月一日から適用するとともに、昇給を停止する年齢を五十五歳とし、平成十一年四月一日から実施することといたしておりますが、その実施に当たっては、所要の経過措置を設けることといたしております。

よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の給与等に関する規程の一部を改正する規程案

(本号末尾に掲載)

○中川委員長 それでは、まず、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正の件、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部改正の件につきましては、いずれもお手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、国会議員の給与等に関する規程の一部改正の件につきましては、お手元に配付の案のとおり決定すべきものと議長に答申するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○中川委員長 次に、ただいま本委員会提出とするに決定いたしました国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、本日の本会議において緊急上程するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○中川委員長 次に、本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○谷事務総長 まず最初に、議長発議によりまして、会期延長の件をお諮りいたします。共産党が反対でございます。

次に、日程第一であります。委員長提出の議案でありますので、議長から委員会の審査省略をお諮りいたしました後、日程第一ないし第三について二田内閣委員長の趣旨弁明及び報告がございます。採決は三回になります。一回目は日程第一で、全会一致であります。二回目は日程第二で、全会一致であります。三回目は日程第三で、共産党が反対でございます。

次に、日程第四及び第五につき、杉浦法務委員長の報告がございます。両案を一括して採決いたします。全会一致であります。

次に、日程第六につき、塩田安全保障委員長の報告がございます。共産党が反対でございます。

次に、動議により、ただいま御決定いただきました国会議員の歳費等の改正案、国会議員の秘書の給与等の改正案を緊急上程いたしました。中川議院運営委員長の趣旨弁明がございます。両案を一括して採決いたします。全会一致であります。本日の議事は、以上でございます。

議事日程 第十三号

平成十年十月七日

午後二時開議

- 第一 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(内閣委員提出)
- 第二 一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第五 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第六 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○中川委員長 それでは、本日の本会議は、午後一時五十分予鈴、午後二時から開会いたします。本日は、これにて散会いたします。

午後零時七分散会

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

議長及び副議長の歳費月額は、平成十一年三月三十一日までの間は、それぞれ特別職の職員給与に関する法律(次項において「改正前の特別職給与法」という)別表第一に掲げる内閣総理大臣の俸給月額に相当する金額及び国務大臣の俸給月額に相当する金額とする。

議員の歳費月額は、第一条及び国会法第三十五条の規定にかかわらず、平成十一年三月三十一日までの間は、改正前の特別職給与法別表第一に掲げる政務次官の俸給月額に相当する金額とする。

附則

この法律は、公布の日から施行し、改正後の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律附則第七項及び第八項の規定は、平成十年四月一日から適用する。

理由

議長、副議長及び議員の歳費月額を、平成十一年三月三十一日までの間、現行の額に据え置くこととする必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給与等に関する法律(平成二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一(第三条関係)

級	号給	給料月額
一	二一	三七八、七〇〇円 四〇〇、五〇〇円
二	一 二 三 四 五 六 七 八 九	四六四、二〇〇円 四七六、一〇〇円 四八八、〇〇〇円 五〇〇、〇〇〇円 五一、九〇〇円 五二三、八〇〇円 五三五、七〇〇円 五四三、六〇〇円 五五一、五〇〇円
三	一 二 三 四	五七一、四〇〇円 五八四、四〇〇円 五九三、〇〇〇円 六〇一、六〇〇円

別表第二(第三条関係)

級	号給	給料月額
一	二一	二八三、六〇〇円 二九四、二〇〇円
二	一 二 三 四 五	三三五、五〇〇円 三四四、一〇〇円 三五二、七〇〇円 三六一、四〇〇円 三七〇、〇〇〇円
三	一 二 三 四 五	四〇一、四〇〇円 四一一、〇〇〇円 四二〇、五〇〇円 四三〇、一〇〇円 四三六、四〇〇円

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、平成十年四月一日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の国会議員の秘書の給与等に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

理由

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給料月額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国会議員の給与等に関する規程の一部を改正する規程案

国会議員の給与等に関する規程の一部を改正する規程

国会議員の給与等に関する規程(昭和二十二年十月十六日両院議長決定)の一部を次のように改正する。

第一条第九項中「(両議院の議長が協議して定める年齢以上の国会議員にあつては、両議院の議長が協議して定めるところにより、十八月又は二十四月)を削り、同条第十一項ただし書中「職務の級における給料の幅の最高額を受ける国会議員のうち両議院の議長が協議して定める国会職員を」その給料月額が職務の級における給料の幅の最高額である場合に改め、同条第十二項中「両議院の議長が協議して定める年齢」を「五十五歳(両議院の議長が協議して定める国会職員にあつては、五十六歳以上の年齢で両議院の議長が協議して定めるもの)に改める。

第十五条第一項中「三万八千九百円」を「三万九千二百円」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一 特別給料表(第一条関係)

職名	給料月額
国立国会図書館の館長	一、六八二、〇〇〇円
各議院事務局の事務総長	一、六四六、〇〇〇円
各議院法制局の法制局長	一、六一〇、〇〇〇円
各議院事務局の常任委員会専門員	一、三〇七、五〇〇円
国立国会図書館の専門調査員	一、一八五、〇〇〇円 一、一〇六、〇〇〇円 一、〇二五、〇〇〇円
各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事	五二一、一〇〇円 四八四、八〇〇円 四四四、四〇〇円 四〇〇、五〇〇円 三五六、八〇〇円 三二一、二〇〇円 二九四、二〇〇円 二七二、九〇〇円

別表第二 指定職給料表(第一条関係)

号給	給料月額
1	円 593,000
2	658,000
3	729,000
4	810,000
5	873,000
6	937,000
7	1,025,000
8	1,106,000
9	1,185,000
10	1,269,000
11	1,346,000

備考 この表は、各議院事務局の事務次長その他の職を占める国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第三 行政職給料表(第一条関係)

イ 行政職給料表(一)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	188,500	223,600	241,600	262,600	282,500	304,400	340,300	380,200	430,100
2	137,300	174,200	195,600	231,900	250,800	271,800	292,000	314,700	352,700	392,800	444,800
3	141,700	181,100	202,900	240,500	260,100	281,100	301,800	325,100	365,100	405,400	459,500
4	146,300	188,500	210,200	249,600	268,900	290,400	311,800	335,800	377,200	418,000	474,300
5	151,600	194,400	218,300	258,900	277,700	299,700	321,800	346,500	389,100	430,700	488,800
6	157,500	199,800	226,400	267,600	286,500	309,300	332,000	357,200	401,000	443,100	503,200
7	163,600	205,100	234,400	276,200	295,300	318,900	342,200	367,300	412,900	455,300	517,500
8	170,000	210,400	241,900	284,700	304,000	328,500	352,200	377,100	424,900	466,900	531,800
9	174,600	215,400	248,600	293,100	312,700	338,100	361,900	386,900	436,800	478,300	546,100
10	178,300	219,900	255,100	301,300	321,200	347,600	371,400	396,600	448,000	489,400	560,400
11	181,400	224,400	261,500	309,200	329,500	357,200	380,800	406,300	458,200	499,200	571,800
12	184,200	228,800	267,300	316,700	337,200	366,700	389,900	416,000	468,000	508,200	579,200
13	186,900	233,100	272,900	324,000	344,900	376,000	398,700	425,200	476,000	515,800	586,300
14	189,100	236,500	278,100	331,100	352,300	385,100	405,900	433,600	482,800	522,900	592,500
15	191,200	239,600	283,300	337,500	358,200	392,900	411,800	439,800	489,500	527,500	597,300
16	192,800	242,700	288,000	343,300	363,300	398,700	417,000	445,800	494,200		
17		245,800	292,200	347,200	367,500	404,200	421,500	449,900	498,700		
18		248,700	295,900	350,700	371,000	407,900	425,300	453,900	503,000		
19		250,700	299,300	354,200	374,200	411,600	429,100	457,900			
20			301,800	356,600	377,200	415,200	432,900	461,700			
21			303,900	359,000	379,900	418,800	436,700	465,500			
22			306,000	361,400	382,600	422,400	440,400				
23			308,100	363,800	385,300	426,000					
24			310,200	366,200	388,000	429,600					
25			312,300	368,600	390,700						
26			314,300	370,900	393,500						
27			316,300	373,200							
28			318,300	375,600							
29			320,300								
30			322,300								
31			324,300								
32			326,300								

備考(一) この表は、他の給料表の適用を受けないすべての国会職員に適用する。ただし、第十五条に規定する国会職員を除く。

(二) 3級の1号給を受ける国会職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった国会職員で両議院の議長が協議して定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、184,200円とする。

ロ 行政職給料表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	円 —	円 167,600	円 186,600	円 204,900	円 231,900	円 261,000
2	123,000	174,400	192,600	211,200	239,000	268,500
3	126,700	180,500	198,700	217,800	246,100	276,100
4	130,500	186,500	204,900	224,900	253,300	284,300
5	134,200	191,900	211,100	231,800	260,300	292,500
6	138,300	197,100	217,600	238,700	267,300	301,100
7	143,100	202,500	224,400	245,100	274,100	309,700
8	147,900	208,100	230,800	251,100	280,500	318,100
9	154,000	213,600	237,200	257,000	286,400	326,300
10	160,200	218,900	243,100	262,900	292,000	334,200
11	167,400	224,600	248,800	268,400	297,600	342,000
12	174,200	229,800	254,500	273,700	303,200	349,400
13	180,200	234,700	259,800	278,800	308,600	356,700
14	185,800	239,600	265,000	283,900	313,800	363,200
15	190,600	244,400	270,000	288,800	318,700	369,500
16	195,200	248,700	274,700	293,700	323,500	375,600
17	199,900	252,900	279,600	297,900	328,000	381,500
18	204,000	256,800	284,300	301,600	332,500	387,000
19	207,800	260,100	288,800	304,900	336,700	392,200
20	210,900	262,700	292,600	308,000	340,500	396,900
21	214,000	264,800	295,300	311,000	344,100	401,600
22	217,100	266,900	297,800	313,800	347,400	405,900
23	220,100	268,600	300,200	316,500	350,000	409,300
24	222,900	270,300	302,400	319,200	352,600	
25	225,300	272,000	304,400	321,700	355,000	
26	227,600	273,700	306,400	324,000	357,400	
27	229,800	275,500	308,400	326,200	359,800	
28	232,000	277,200	310,400	328,400		
29	234,000	278,900	312,400	330,600		
30	236,000	280,600	314,400	332,800		
31	237,900	282,300	316,400	335,000		
32	239,700	284,000				
33		285,700				

備考 この表は、機器の運転操作その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第四 速記職給料表(第一条関係)

職 務 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 —	円 —	円 188,500	円 231,900	円 270,200	円 302,400	円 336,400	円 359,200
2	151,600	174,200	195,600	240,500	280,300	313,200	347,200	370,000
3	157,500	181,100	202,900	249,900	290,600	324,000	358,000	380,300
4	163,600	188,500	210,200	259,900	300,600	334,800	368,300	390,600
5	170,000	194,400	218,300	269,700	310,300	345,600	378,300	401,700
6	174,600	199,800	226,400	279,600	320,000	356,400	388,400	416,000
7	178,300	205,100	234,400	289,600	329,500	366,700	398,500	427,200
8	181,200	210,400	241,800	299,400	338,900	376,700	410,200	438,200
9	183,900	215,400	248,400	309,000	347,800	386,600	419,700	448,500
10	185,600	219,600	254,600	318,400	356,700	396,200	426,000	458,000
11		222,600	260,400	327,400	365,400	405,700	431,700	467,200
12		224,600	265,000	336,400	373,200	414,400	437,300	473,800
13		226,500	268,800	344,900	379,000	419,100	442,000	480,400
14		228,400	272,100	353,300	384,200	422,600	446,700	487,000
15		230,300	275,400	360,100	388,800	426,100	451,500	492,000
16			277,900	365,900	392,500	429,600	456,300	496,500
17			280,300	370,300	396,000	433,300	460,500	500,900
18			282,700	374,100	399,500	437,000	464,500	505,300
19			285,000	377,300	402,800	440,800		509,700
20			287,200	380,500	406,000	444,500		514,100
21			289,200	383,600	409,100	448,200		518,500
22			291,200	386,600	412,200			522,900
23			293,200	389,400	415,400			527,200
24			295,100	392,400				
25			297,000	395,300				
26			298,800	398,100				
27			300,600	401,000				
28			302,400					
29			304,500					

備考 この表は、速記に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第五 議院警察職給料表(第一条関係)

職 の 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 —	円 —	円 236,200	円 264,300	円 293,400	円 318,700	円 345,900
2	160,200	202,600	244,500	273,600	303,600	329,000	356,300
3	168,000	210,900	253,700	282,900	313,800	339,300	366,700
4	175,700	219,400	263,000	292,300	324,100	349,700	377,200
5	183,100	226,900	272,300	301,700	334,400	360,100	387,700
6	192,400	234,400	281,500	311,600	344,800	370,400	397,800
7	202,400	242,300	290,900	320,700	355,100	380,900	407,900
8	210,000	250,700	300,300	330,000	365,400	391,000	417,900
9	217,600	259,100	309,600	339,700	375,600	401,100	428,500
10	225,000	267,500	318,200	349,300	385,500	411,100	439,100
11	231,800	276,000	327,200	358,700	395,500	421,400	449,600
12	239,100	284,400	336,500	368,100	405,500	431,600	459,600
13	247,000	292,900	345,800	377,300	415,600	441,500	468,800
14	254,000	301,300	355,000	386,600	425,500	450,200	478,100
15	262,000	309,800	364,400	396,400	434,700	458,600	486,600
16	270,000	318,400	373,600	406,500	443,300	466,400	493,400
17	277,900	327,000	382,900	414,200	451,600	472,300	500,000
18	285,800	335,500	392,700	421,500	458,500	477,500	504,200
19	293,100	343,700	402,800	427,600	463,900	481,900	508,000
20	300,400	351,500	410,500	434,100	469,000	485,600	511,900
21	307,400	359,100	417,800	438,600	472,700	489,200	515,700
22	314,200	367,200	423,900	442,400	476,200	492,900	519,500
23	321,000	375,200	429,900	445,900	479,700	496,600	
24	327,700	382,900	433,700	449,200	483,300	500,300	
25	334,100	390,300	437,000	452,500	486,900		
26	340,600	397,600	440,100	455,500	490,500		
27	347,300	403,500	443,300	458,700			
28	354,000	409,500	446,400				
29	360,300	413,200	449,400				
30	366,000	416,500	452,400				
31	371,000	419,600					
32	375,500	422,800					
33	380,200	425,900					
34	383,000	428,900					
35	385,700	431,800					
36	388,400						
37	391,000						
38	393,700						

備考 この表は、議院警察に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

附則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成十年 月 日から施行する。ただし、第一条第九項、第十一項及び第十二項の改正規定、別表第一から別表第五までの改正規定(別表第一 中国立国会図書館の館長の項及び各議院事務局の事務総長の項に係る部分に限る。)並びに附則第八項及び第九項の規定は、平成十一年四月一日から施行する。
- 2 この規程(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。)による改正後の国会議員の給与等に関する規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成十年四月一日から適用する。
- 3 平成十年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた国会議員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に適用されることとなる期間は、両議院の議長が協議して定める。
- 4 (切替期間における異動者の号給等)
切替日からこの規程の施行の日(附則第七項において「施行日」という。)の前日までの間において、この規程による改正前の国会議員の給与等に関する規程(以下「改正前の規程」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった国会議員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった国会議員のうち、両議院の議長が協議して定める国会議員の、改正後の規程の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、両議院の議長が協議して定めるところによる。
- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した国会議員及び両議院の議長が協議して定めるこれに準ずる国会議員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間について(切替日前の異動者の号給等の調整)
切替日前に職務の級を異にして異動した国会議員及び両議院の議長が協議して定めるこれに準ずる国会議員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間について(切替日前の異動者の号給等の調整)
- 6 前三項の規定の適用については、国会議員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規程及びこれに基づく定めに従って定められたものでなければならぬ。
- 7 (施行日から平成十一年三月三十一日までの間における異動者の号給等の調整)
施行日から平成十一年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった国会議員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった国会議員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、両議院の議長が協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 8 (昇給停止に関する経過措置)
平成十一年四月一日(以下この項及び次項において「基準日」という。)前日から引き続き給料表の適用を受ける国会議員のうち、基準日において五十五歳(この規程による改正後の国会議員の給与等に関する規程(次項において「新規規程」という。))第一条第十二項の両議院の議長が協議して定める国会議員にあつては、同項の両議院の議長が協議して定める年齢。次項において「昇給停止年齢」という。)を超えている国会議員(基準日においてこの規程による改正前の国会議員の給与等に関する規程第一条第十二項の両議院の議長が協議して定める年齢を超えていない国会議員に限る。次項において「昇給停止年齢超過職員」という。)の昇給については、なお従前の例による。
- 9 基準日前から引き続き給料表の適用を受ける国会議員のうち、基準日後に昇給停止年齢を超える国会議員で、基準日の前日におけるその年齢と昇給停止年齢との近接の度を考慮して昇給停止年齢超過職員との権衡上必要があると認められるものとして両議院の議長が協議して定める国会議員については、新規規程第一条第十二項本文の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後も、両議院の議長が協議して定めるところにより、昇給させることができる。基準日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった国会議員のうち、任用の事情等を考慮して昇給停止年齢超過職員又はこの項前段の両議院の議長が協議して定める国会議員との権衡上必要があると認められる国会議員として両議院の議長が協議して定める国会議員についても、同様とする。
- 10 (給与の内払)
改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 11 (両院議長協議決定への委任)
附則第三項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

平成十年十月十二日印刷

平成十年十月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局